

関東整備局 分取造林契約 新規契約箇所一覧（平成22年度）

整理番号	分取造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選定基準*注2	重点化基準*注3	B/C*注4	備考（重点化基準の具体的内容）
1	福島県福島市	11	ウ	①	2.79	(阿武隈川流域)
2	群馬県前橋市	13	ウ	①②	2.06	(①利根川流域 ②柏倉大倉配水場)
3	群馬県多野郡神流町	10	ウ	①	1.99	(利根川流域)
4	新潟県妙高市（中頸城郡妙高高原町）	11	ア	①	2.46	(関川流域)
5	山梨県山梨市（東山梨郡牧丘町）	3	ア	①②	2.10	併括管理 (①富士川流域 ③真智小規模水道)
6	静岡県島田市（榛原郡川根町）	9	ア	①	3.51	(大井川流域)
7	静岡県浜松市北区（浜松市）	3	イ	①	3.23	併括管理（天竜川流域）

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。